

「和木町補聴器購入費助成事業」のお知らせ

最近、「テレビの音が大きいと言われる」「家族との会話で聞き返すことが増えた」と感じることはありませんか？聞こえにくさは、ご本人も気づかないうちに周囲との交流を控えさせ、活動範囲を狭めてしまうことがあります。和木町では、皆様がより快適に、そして安心して地域社会とのつながりを保てるよう、補聴器の購入費用を一部助成します。

助成内容

補聴器購入（本体・付属品）に対し、30,000 円を上限として助成します。

※片耳両耳を問わず、上限額は 1 件 30,000 円です。

※補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。集音器は、対象になりません。

また、必ずご自身の聴力に合うように、調整をしてもらってください。

対象者（全ての条件に該当する方）

- ・和木町に住所を有する満 65 歳以上の方（入院中・入所中も OK）
- ・聴覚障害に係る身体障害者手帳交付対象者でない方
- ・町税等（料を含む）を滞納していない方
- ・過去 5 年以内にこの事業の助成を受けていない方
- ・耳鼻咽喉科医師による診断の結果、意見書を提出できる方
（両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上、または補聴器装着が必要であると認められた方）



必要書類

購入前：4 つ（申請書、医師意見書、

補聴器の見積書、補聴器のカatalog）

購入後：2 つ（請求書、補聴器の領収書）



申請ステップ

- ① 申請に必要な書類を保健福祉課でもらう。(申請書・医師意見書)
- ② 医療機関を受診し、「医師意見書」の記入を受ける。
※受診時の診察・検査や医師意見書にかかる費用は、自己負担となります。
- ③ 補聴器取扱店で見積書を受け取る。
- ④ 申請書を保健福祉課に提出する。(申請書・医師意見書・見積書・カタログ)
- ⑤ 保健福祉課から決定通知書を受け取る。
- ⑥ 補聴器を購入し、領収書を保健福祉課に提出する。(請求書・領収書)



よくある質問(FAQ)

Q. 医師の意見書はなぜ必要ですか？

A. 聴力レベルと補聴器装着が必要な方を正確に判断するためです。

Q. 助成を受けるには事前申請が必要ですか？

A. はい。購入前に申請をお願いします。

Q. 通信販売は対象ですか？

A. 対象外です。必ず実店舗でご自身の聴力に合うように、調整を行ってください。

Q. 集音器は対象ですか？

A. 対象外です。補聴器は、厚生労働省によって指定された医療機器です。一方、集音器は家電製品に分類され、医療機器としての基準や規制はありませんので対象外としています。



お問い合わせ先

和木町役場 保健福祉課
電話番号 52-2195